

会議結果報告書

平成29年11月13日

会議の名称	平成29年度第4回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	平成29年11月13日(月) 9時30分～11時30分
開催場所	市役所 2階 201会議室
出席委員	大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、竹内善太委員、 竹前榮二委員 (計 5人)
欠席委員	渡辺修一郎委員 (計 1人)
説明員	吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査、福祉課抜井雅治主席専門員 (計 3人)
議題	議事 (1) 志木市成年後見制度利用促進基本計画素案の検討について (2) 計画素案の意見公募手続について (3) 多摩南部成年後見センター視察及び大阪市成年後見センターの研修について (4) その他
結果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 7人)
事務局職員	村上孝浩健康福祉部長、北村竜一次長、近藤政雄長寿応援課長、 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査
審議内容の記録(審議経過、結論等)	
<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 志木市成年後見制度利用促進基本計画素案の検討について</p> <p>説明員) 前回の審議会での各委員の意見を踏まえ、体系の変更等を含め修正した計画素案を審議いただきたい。36ページ以降の巻末資料編は参考であり、市民意見公募の際は除き、公募結果等の登載を予定する。</p> <p>委員) 2ページ3行目、「保佐」の文字と制度しくみから「後見」、「保佐」、「補助」か、「補助」、「保佐」、「後見」に順序を変えた方が良い。</p> <p>説明員) 修正する。</p> <p>議長) 今回の重要な部分は、22ページから24ページであり、地域連携ネットワークのイメージは、前回会議時と比べ整理されており詳細に説明いただきたい。</p>	

説明員) 地域連携ネットワークの連携イメージは、国の基本計画で位置付けられた審議会、中核機関及びセンター、協議会、チームに下線を入れ図の下に注記している。チームは、必要に応じて後見人や専門職で編成することとし、中核機関は、市で事務局を担うと記載しており、後見支援センターは、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門3職種等の関与をもって、センターを運営し、相談支援等も行い、家庭裁判所と連携して実施する。自立支援協議会等の協議体は情報共有等を行うとし、後見人の相談支援はセンターが担い、必要があれば中核機関も支援するとして記載している。特に、中核機関である行政で保有する障がい者、子ども、高齢者の住民情報を整合及び把握し支援することになる。役割や協力などの内容は、市民は市民後見人養成講座への参加や日常での見守り等を行い、民間企業では、戸別訪問などを通じ業務を行う事業者や、介護サービスの専門事業者の民間企業、NPO等を含め、市のセンターに見守りの情報提供や後見人に関する相談等を行うものであり、トータルのネットワークが、地域連携ネットワークと考えている。成年後見における個人情報の取扱いは、現在の成年後見支援センターを社会福祉協議会へ委託する際に、市の個人情報保護審議会で既に外部委託の取扱いが審議承認されているが、今回の取扱いも明確にしながら、他課と連携を図り、速やかに住民情報を収集できるよう体制を整えていきたいと考えている。

議長) 計画素案全体の中でも、特に20ページ第3節基本目標、実行計画以降が計画の核となる部分であり、各委員から意見をいただきたい。

委員) 23ページの地域連携ネットワークの連携イメージで、専門職は弁護士、司法書士、社会福祉士に限られてしまうのか。市民後見人の活動で、税理士等の他の専門職の力に頼らざるを得ない場面が多くあり、記載が不足しているのではないか。

議長) 国の基本計画で専門の3職種が明記されていることを踏まえており、地域の実情に応じて運営上で税理士や精神保健福祉士を入れるなどがあり、志木市でもその体制が既に検討されている。

委員) 27ページの成年後見人の不正報告件数は、専門職と専門職以外となっているが、志木市で市民後見人の不正案件や不正事案がないのであれば、制度利用の促進するための計画であるからその旨の記載した方が良いのではないか。

議長) 志木市での市民後見人の不正事案がないのは確かであるものの、全国での市民後見人の不正事案は確認できていないが、把握している中で事案は聞いていない。特記できればと考える。

説明員) 記載をしていきたい。

議長) 23ページの主要な取組みは、成年後見について、高齢者、障がい者、子どもまで幅広く支援を行うため、長寿応援課、福祉課、子ども家庭課の各部局の情報を中核機関で様々な情報を集中させ把握する必要がある。法テラスや消費者センター、法務局や人権擁護委員、民生委員等から入ってくる情報も集中してくる。個人情報の管理が可能となることは、中核機関を市に置くことのメリットが非常に大きい。その上で、市の保有する情報のうち、特に住民基本情報以外の障がい者手帳や介護保険の情報など支援を行う上で必要な情報は、市が中核機関であるから自由に収集できるか。組織が縦割りで異なるためできないのか。

説明員) あくまでも市が中核機関であるため、後見に関する支援のために必要な住民情報を共有できるよう、協議及び確認を行っており、介護保険の担当課は長寿応援課であるため現時点でも情報収集できるが、障がい福祉等は情報収集ができるよう調整していく。

議長) 当然、本人や家族からも介護保険証や障がい者手帳の提示により情報を得ることになるが、業務上の確認が必ず必要になるため、取扱いについて個人情報保護審議会等に諮るのか。

説明員) 現在の外部委託の際に個人情報保護審議会で承認されており、業務内容が同様であっても委託先等の変更で承認を得る必要があるか、再度事務局で確認し必要時は対応する。今回の情報収集を含む幅広い体制づくりは、市の組織で他に例がなく初めての仕組みとなるため、きちんと確認を行っていききたい。

委員) 住民情報をどう活用するかは非常に大事であり、これまで孤立死等で社会的な問題になった例がいくつもあって、窓口に障がい者が来所し実は生活が困窮しているにもかかわらず、適切に生活保護の所管につながらなかったため事件として深刻な事案となった。一方で、本来は本人の承諾・同意が大切であり、後見制度の場合は、本人の判断能力が低下している難しい事案で、非常にデリケートでどこも解決できていない現状がある。基本的には本人のプラスになるための話ではあるが、だからと言って本人の意思を飛び越え、情報収集が行われることは賛成できにくい。本人の同意と情報収集の双方を一緒に検討すべきでないか。福祉サービスの様々な問題は契約制度になり本人の同意が必要であるが、その本人の同意自体が実質的な本人の意思かは実はグレーゾーンで、関係部署は非常に悩ましい問題であり、それと接近してくる。社会福祉関係のこれまでの過去に行われた本人の意思に関する実態調査は、本人の拒否等から実施できなかった経過があり、今でも全国的な数値は推計値しかない状況である。しかし、全国レベルで考えるだけでなく、身近な自治体で実態に踏み込んだことができる点から内容が蓄積されていくこともあるので、行政内部でどう情報共有していくか考えていく必要がある。

委員) 各窓口にも情報が集まってくると思うが、援助が必要な人の身近にいるのは、支援員や医療関係者等の専門職だと思う。そのような専門職から中核機関にどう情報をつなげていくか、これまでの相談先はそれぞれの市の窓口であったが、今後、協議会等を通じ情報が市や中核機関に集まるような仕組みづくりを行うかどうかを考えなければならないと思う。

議長) もともと判断能力がない場合、情報を拒否することが本人の本当の意思かどうか、判断がつかない。この部分をカバーする役割がチームであり、審議会でも意思決定支援の部分について、今後も継続して協議を重ねていきたい。

副会長) 25ページの協議会の多職種の説明は、協議会が自立支援協議会等の福祉関係者を中心に既に構築されている協議体をイメージし記載していると思うが、福祉医療関係者だけでなく、成年後見関係を協議するうえで、法律関係者を入れ文言を修正した方が良い。

説明者) 修正する。

議長) 国の基本計画に協議会の設置に関する記載が多くあり、中核機関に個々のケースの様々な支援の情報提供やアドバイスを行う組織や団体が協議を行うイメージであり、国の示す協議会は年1、2回程度協議の場を設け、今まではわかりにくかったが、成年後見に関するチームを編成したり、その都度協議会を開くものではなく、志木市のネットワークでの協議会の内容としてどうか。国の基本計画や内閣府の説明では、協議会は多職種が揃っている既存の組織や協議会等のネットワークを利用することが書かれているが、何をどう活用するのかが記載されてないため大変わかりにくい。志木市には多職種で構成する自立支援協議会があり、活用すると記載しているのはわかりやすくして良いと思う。

委員) 会長の説明内容が記載ではわからないため、説明を加えた方が良い。

委員) 既存の自立支援協議会の役割には、市における相談支援体制の評価がある。確かにこの協議会は多職種で構成しPDCAサイクルの議論もしているが、相談があった場合に、手帳所持の有無の基本的な障がい情報をきちんと確認し、相談・支援が適切であるかなどを誰かが必ず評価するということが必要だと思う。協議会の構成に当事者性を確保してほしい旨を以前の

審議会で意見し、どのように当事者性を持たせるか難しい面はあるが、それができるところが協議会だと思っている。利用する立場である障がい者の支援者や当事者の意見が、どこかできちんと出せる場所が必要であり、自立支援協議会には当事者や障がい者の家族、支援者がいるため、当事者性をきちんと担保したほうが良い。自立に向けて障がい者が動き出した際に、本人の意思が生かされているかどうか、障がい者の人たちは判断能力などの意見を言いたいと思う。そのような仕組みが計画に入っていれば良いと思う。

議長) 自立支援協議会で、仕組みとして実際に担えそうか。

委員) 自立支援協議会では難しいと思う。自立支援協議会に部会を作っており、実際に動く人たちがいないと無理ではないか。

議長) 評価の役割を果たす場合、専門性が要求される。新たに作るとすると市が行う中核機関やセンターなどの施策の評価を行う行政部所はどこか。監査の部所か。

長寿応援課長) 市の事務事業の評価であれば政策推進課であり、財政面では財政課が行っている。

委員) パブリックコメントがあるため、障がい当事者や支援者等の意見は計画に反映できるが、もっと日常的に障がい者の意見を例えばチームなどでどう吸い上げ、良い仕組みにつなげ権利を守るのかの仕組みはあった方が良く思う。自立支援協議会を活用する場合、全体会議は年2、3回程度で部会は年4、5回開催しているが、介護などの様々な職種の人が新たに参加する必要があり、現在の自立支援協議会単体で拡大なしでは計画の役割は果たせないと思う。

議長) 自立支援協議会の設置当初は、この後見制度に関して想定がなかったもので、障がい当事者の意見を吸い上げる点では、今後対応する人材を補強する必要が出てくると思う。どのような形で行っていくかは、今後考えていかなければならない。

副会長) 志木市の自立支援協議会に当事者部会はないか。

委員) 成年後見制度だけでなく、意思決定支援などを含め難しいテーマも方向性を決めていくのが自立支援協議会と考えられるがどうか。

委員) 当事者部会はない。自立支援協議会は部会が重要な肝であり、その時の課題やテーマによって部会を設置し問題を解決していくが、メンバー構成や人員に限りもあり難しい面もある。自立支援協議会を活用するのであれば、成年後見の部会を設置し、オブザーバーで審議会のメンバーが参加する形式でも良いと思うが厳しい。現在の「暮らし部会」では、オブザーバーで市内の事業所メンバーが出席したり、必要に応じてオブザーバーの構成を変えている。

議長) 多職種及び横連携で権利擁護に関して協議する従来の障がい者に限られた取組みとは異なり、計画の取組みは初めてとなり、引き続き協議会は客観性も含め検討していく必要がある。

議長) 新規制度利用者だけでなく、既存利用者へどのように周知していくか。

説明員) 広報やホームページに掲載し、既存制度利用者へも周知は必要と考えている。先日、市がさいたま家庭裁判所に確認し、市で作成した周知文を、裁判所から更新月に合わせ既存制度利用者へ通知しても良いと聞いている。

【審議結果】

志木市成年後見制度利用促進基本計画素案は、一部修正し承認する。なお、今後協議会を含め、実施体制も検討を行うものとする。

(2) 計画素案の意見公募手続きについて

説明員) 資料2-1から2-3に基づき説明。

副会長) 障がい当事者の意見を反映した方が良いとの意見があったが、知的障がい者、精神障

がい者の家族会等の障がい者団体の意見をしっかり聞いた方が良い。特に、障がいによって制度自体の理解が困難な場合もあり、できる限り障がい者本人にもしっかりと説明をして理解ができるようなものを作成した方が良いと思う。コミュニケーション障がいがある場合は、配慮が必要で本人にもなるべく理解し答えてもらえるよう、市民へ意見公募をする前に方法を考えた方が良い。一歩ずつ着実に上手に伝えていくことが大切である。

委員) 内容がわかりやすい発行物があると障がい者は理解できると思う。少なくとも知的障がい者用にルビのあるものとないものを別に作成すると良いと思う。

委員) ルビは制度を理解するうえで、役立たないのではないか。

委員) 主なポイントの内容を作成できれば良いのではないか。

事務局) 計画本編と別に、ダイジェスト版等もポイントを絞り作成をしていきたい。

【審議結果】

計画素案の意見公募手続きを承認する。対象者に配慮したものを計画本編と別に作成することとする。

(4) 多摩南部成年後見センター視察と大阪市成年後見支援センターの研修について

説明員) 資料3-1、3-2に基づき説明。

委員) 視察先は法人後見を行っているようだが、市の検討を要する内容と違うかとも思う。

議長) 視察先で内容を良く確認したい。先方へ質問は既に送付しているか。

事務局) 送付しており、視察当日の質疑も予定している。

(5) その他

副会長) 大学での地域包括ケア研修会があり、各委員へ参考に案内する。

委員) 入所施設の経費と生活費の折合いがつかないなど、困難な事案も後見活動ではある。

説明員) 次回第5回会議日程は、平成30年2月16日午後1時20分から予定する。

4 閉 会

以上